

「2023 台北国際旅行博（ITF2023）出展・運営支援業務」

企画提案競技実施要項

令和5年8月

屋久島町観光まちづくり課

[資料]

- 1 委託業務仕様書
- 2 提案競技に係る評価項目・評価基準

[様式]

- 1 企画提案競技参加申込書
- 2 企画提案競技質問書
- 3 同種又は類似業務の実績調書
- 4 見積書

この「企画提案競技実施要項」（以下「実施要項」という。）は、屋久島町（以下「町」という。）が実施する「台北国際旅行博（ITF2023）出展・運営支援業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画提案競技に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき一般的事項を定めたものです。

提案者は、以下の事項を十分に踏まえた上で提案を行ってください。

1 業務件名及び数量

「2023 台北国際旅行博（ITF2023）出展・運営支援業務」 一式

2 委託期間

契約締結日から令和5年12月28日まで

3 募集する企画提案の内容

資料1「業務仕様書」のとおり

4 委託料の上限額

3,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 受託候補者の選定方法

提案者の企画提案の審査は、町が設置する選考委員会による書類審査を実施のうえ、資料2「提案競技に係る評価項目・評価基準」に基づき提案内容を評価し、最も評価点が高い提案者を受託候補者とします。

6 スケジュール

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 募集開始 | 8月22日（火） |
| (2) 質問書の受付期限 | 9月1日（金）12時00分まで |
| (3) 参加申込書の提出期限 | 9月4日（月）17時00分まで |
| (4) 質問書に対する回答 | 9月4日（月） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 9月11日（月）12時00分まで |
| (6) 受託候補者選考 | 9月中旬 |
| (7) 受託候補者決定 | 9月中旬 |
| (8) 契約締結 | 9月中旬 |

7 企画提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を満たす者でなければ、この企画提案競技に参加することができません。

- (1) 直近5カ年の間に、海外での観光関連イベントへの出展事業を国、都道府県、市町村又は独立行政法人等から受託して実施した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、屋久島町の競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (4) 市町村民税を滞納していない者であること。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

8 参加申込み

この企画提案競技への参加を希望される場合は、参加資格を確認の上、下記のとおり提案競技参加申込書を提出してください。

- (1) 提出書類 企画提案競技参加申込書
- (2) 提出期限 **令和5年9月4日（月）17時00分 必着**
- (3) 提出方法 郵送又は持参してください。
※期限までに提出できない場合は、一旦、電子メールにて提出後、早急に原本を郵送又は持参してください。この場合、事前に一報ください。
- (4) 提出先 「16 問い合わせ・書類送付先」のとおり
- (5) その他 企画提案競技参加申込書を提出していない事業者については、この企画提案競技に参加することはできません。

9 質問書の受付及び回答

提案を行うに当たり疑義が生じた場合は、企画提案容疑質問書（様式2）に記載の上、「16 問い合わせ・書類送付先」宛てにEメールで提出してください。

「企画提案競技参加申込書」を提出された全事業者に対してEメールで回答します。

なお、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質疑内容が不明瞭なものなど）によっては回答しません。

- (1) 受付期限 **令和5年9月1日（金）12時00分 まで**

10 企画提案書等の提出

企画提案競技の参加者は、資料1「委託業務仕様書」の内容に基づき、企画提案書（以下「提案書」という。）を提出してください。

(1) 提出期限 令和5年9月11日(月)12時00分 必着

(2) 提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合は、特定記録又は簡易書留で送付してください。

(3) 提出書類

下記①から⑦までの書類を「16 問い合わせ・書類送付先」宛てに提出してください。

- ① 会社概要（事業概要が分かるパンフレットでも可） . . . 1部
- ② 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明 [写し可] . . . 1部
- ③ 屋久島町の町税に係る徴収金に滞納がないことの証明 [写し可] . . . 1部
（屋久島町に住所が無い場合は、本社所在地の市区町村が発行する証明）
- ④ 法人登記簿（現在事項全部証明書） [写し可] . . . 1部
- ⑤ 企画提案書 . . . 8部（正1部、副7部）

ア 提案者は、資料1「委託業務仕様書」の内容を十分に踏まえた上で、以下の事項に従い提案書を作成してください。

イ 提案書の作成にあたっては、専門知識を有しない者でも安易に理解できる配慮を行うなど、見やすく明確な企画提案書としてください。

ウ 提案書はA4サイズで20ページ以内（表紙、目次、様式4を含む）とします。

フォントは自由ですが、文字サイズは、図表中の文字を除き、11ポイント以上としてください。

エ 提案書表紙の次のページは目次とし、提案書には表紙、目次を除きページ番号を一連で付してください。

オ 提案書の表紙は、あて名「屋久島町」宛、標題「2023台北国際旅行博（ITF2023）出展・運営支援業務」及び「提出年月日」を記載してください。

カ 提案書（正）は、提案者名（企業名）を記載し、代表者印を押印したものを1部提出してください。

キ 提案書（副）は、全般にわたって提案者（企業名）名及び提携事業者名が分からないようにしてください。

ク 実施内容・実施体制（本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者等が分かる体系図）、スケジュール等を記載してください。

⑥ 同種又は類似業務の実績調書（様式3） . . . 8部（正1部、副7部）

ア 「7 参加資格（1）」に示す受注実績を記載してください。

イ 実績調書（副）は、提案者（企業名）が分からないようにしてください。

⑦ 見積書（様式5） . . . 8部（正1部、副7部）

ア 見積書（正）は、提案者名（企業名）を記載し、代表者印を押印したものを1部提出してください。

イ 見積書（副）は、全体にわたって提案者名及び提携事業者名が分からないようにしてください。

ウ 本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額としてください。

※旅行博への出展料及び併催商談会への参加費は含めないこと。

エ 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。

オ 経費の内訳を任意様式で添付してください。

※①から④は、屋久島町の指名業者に登録されている事業者は提出不要です。

(4) その他

- ① 1事業者1提案とし、複数の提案は認めません。
- ② 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- ③ 契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案してください。
- ④ 提案書等で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とします。

11 受託候補者選考の概要

- (1) 提案者の企画提案の審査は、町が設置する選考委員会による書類審査を実施のうえ、資料2「提案競技に係る評価項目・評価基準」に基づき提案内容を評価し、最も評価点が高い提案者を受託候補者とします。また、参加者が1社だった場合は、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断します。
- (2) 審査に当たっては、提出された企画提案書等の書類審査により行います。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外します。
 - ① 上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。
 - ② 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
 - ③ その他、委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

(4) 選考結果

選考の結果は、すべての提案者にEメールにて通知します。併せて、屋久島町公式ホームページで公開する予定です。

なお、選考結果に関する質問・照会には応じません。

12 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出書類は返却しません。また、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、協議により内容の変更を求めることがあります。

13 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 選考委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 業務推進に必要な手続きを行わない場合

14 契約の方法

選考委員会での選定に基づき、最も優秀と認められる提案者を受託候補者として決定し、受託候補者と提案内容を基に最終的な仕様等を決定する協議を行い、業務委託契約手続きを行います。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務委託契約手続きのための協議を行います。

15 その他留意事項

- (1) この企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 選考結果に関する質問には一切回答しません。
- (3) 委託内容は、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際、契約交渉者との協議の上で変更することがあります。
- (4) この委託で制作された成果品は、屋久島町に帰属するものとします。

16 問い合わせ・書類送付先

屋久島町役場 観光まちづくり課 観光推進係（担当：濱崎）

〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

電話番号：0997-43-5900

Eメール：kankou@town.yakushima.kagoshima.jp